

千曲市おくやみハンドブック協働発行业プロポーザル実施要領

1 目的

市民が死亡した後に発生する各種手続きに関する情報に加え、それらに関連した企業等の広告を掲載した冊子「千曲市おくやみハンドブック」(以下、「ハンドブック」という)を市と協働して制作する専門のノウハウを持つ民間事業者等(以下「協働発行业者」という)を募集する。

なお、協働発行业者はハンドブックに掲載する広告を募集し、その掲載料を収入とすることができるが、本事業に係る経費の一切を負担するものとする。

2 事業の概要

(1) 事業名称

千曲市おくやみハンドブック協働発行业

(2) 業務内容

別紙「千曲市おくやみハンドブック 仕様書」のとおり

(3) 協定期間

協定締結の日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

(4) 費用負担

ハンドブックの編集、発行及び配布に係る費用は、協働発行业者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

3 選定方法

公募型プロポーザル方式

4 問い合わせ・書類提出先

千曲市役所市民環境部市民課

〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目 1 番地 千曲市役所内 1 階

担当 湯本・西澤

電話 026-273-1111

メール simin@city.chikuma.lg.jp

5 参加資格要件

本事業のプロポーザルに参加する者に必要な資格要件は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 千曲市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 41 号)第 2 条に該当しないこと。

- (4) 市の令和4・5・6年度の物品購入等入札資格者名簿に、登録している者であり、かつ、提案書提出日において、千曲市入札参加資格業者の指名停止措置を受けていない者。
- (5) 国税及び千曲市税の滞納がある者でないこと。
- (6) 過去に、自治体へおくやみハンドブック（またはそれに類似するもの）の協働発行事業の実績を有している者。

6 スケジュール

No.	内 容	期間等
1	公募開始	令和6年7月1日（月） ホームページに掲載
2	質問受付	令和6年7月1日（月）から令和6年7月8日（月） 15時までに電子メールで
3	質問回答	令和6年7月10日（水） 15時までにホームページに掲載
4	プロポーザル参加申込	令和6年7月17日（水） 15時まで（必着）
5	プロポーザル参加承認	令和6年7月22日（月） 15時までに電子メールで
6	企画提案書等の提出	参加承認日から令和6年7月29日（月） 15時まで（必着）
7	選考（書類審査）	令和6年7月31日（水）
8	選定結果の通知	令和6年8月5日（月）（予定）
9	協定締結	令和6年8月初旬～中旬（予定）

※ 本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

※ 4 プロポーザル参加申込の期限までに入札参加資格の登録申請を済ませること。

7 質問及び回答

- (1) 質問方法
質問は、様式第2号により行うものとし、電子メールのみで受け付ける。
- (2) 受付期間
令和6年7月1日（月）から令和6年7月8日（月）15時
- (3) 質問書の送信先
「4 問い合わせ・書類提出先」のとおり
※ メールの件名は「千曲市おくやみハンドブック作成業務に関する質問」とする。
- (4) 質問に対する回答
令和6年7月10日（水）15時までに、取りまとめのうえホームページで公開する。
- (5) その他
受付期間経過後の質問及び指定した方法以外での質問は一切受け付けない。

8 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「4 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式任意）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

No.	提出物	提出部数
1	参加申込書（別紙様式第1号）	1部
2	類似業務実績表（様式任意）	5部
3	会社概要（様式任意）	5部
4	納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの） ※市内に本社又は営業所のない事業者は②のみ ① 市税納税証明書 ・法人登記している事業者は、法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの） ・個人事業者の場合は市県民税納税証明書（最新のもの） ② 国税納税証明書（法人税及び消費税及び地方消費税について）	各1部

※ 4②について、消費税の中間申告等やむを得ない理由で上記期限までに提出ができない場合は、当該手続き終了後、速やかに提出すること。ただし、提出期限は令和6年8月5日（月）までとする。

9 プロポーザルへの参加承認通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時まで「4 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「4 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。

No.	提出物	提出部数
1	企画提案書（様式は任意だが、次に掲げる内容を入れること） ・ハンドブック全体の構成と概要 ・ハンドブックの規格（紙質、製本仕様） ・広告掲載枠の規格	5部

	・その他（独自提案、アピールポイントなど）	
2	実施スケジュール（様式任意）	5部
3	実施体制調書（様式任意）	5部
4	おくやみハンドブック（見本）	1部

(2) 注意事項

- ・企画提案書はA4左綴じとすること。
- ・提出後の企画提案書の修正及び差し替えは認めない。

11 選考

(1) 審査会の設置

企画提案書等の審査を厳正かつ公平に行うとともに、より効果的に事業を実施するために、審査会を設置する。

(2) 評価項目

評価項目		配点
1) 企画提案内容	①提案内容は、本事業の趣旨を理解しているか	5点
	②本市の特性や現状等を踏まえたものになっているか	5点
	③スケジュールが具体的に示され、実現性があるか	5点
	④本市が示した仕様書に沿った内容となっているか	5点
	⑤実務経験に基づいた工夫やアイデアを活かした独自提案がされているか	10点
2) デザイン	⑥図やイラストを効果的に使用するなど、デザイン・レイアウトに工夫がみられるか	10点
3) 業務実績	⑦同種業務の実績は十分なものか	10点
合 計		50/50

12 選考結果の通知

候補者選定後、すみやかに千曲市ホームページ上にて結果を公表する。なお、選考結果に係る質問や異議は一切受け付けない。

13 企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 「5 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、事業の履行が困難と認められるに至った場合

- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合

14 協定書の締結

市は、協定締結の候補者と協議し、候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、協定を締結する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については協定締結時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、候補者の決定を取り消すことがある。なお、この場合は、次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「5 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、事業の履行が困難と認められるに至った場合

15 協定締結後

協定締結者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程等）を作成し、市の承認を得ること。

16 提出書類の取り扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、千曲市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

17 その他

本件に参加する費用は、全て企画提案者の負担とする。